

令和6年度 岐阜市・一宮市喫茶文化交流会 「あおぞら喫茶ぎふ～with 一宮～」出店誓約書

<誓約事項>

本事業への出店申込にあたり、以下の事項について、一切の異議申し立てをいたしません。

- ・出店者の決定に係る審査等を含めた一切の内容について
- ・本事業での売上及び諸経費等の一切の補償
- ・荒天その他の事情により、本事業が中止となった場合に係る一切の補償
- ・本事業による店舗への影響
- ・本事業の出店内容が以下に該当し、出店の決定が取り消された場合
 - ① 「岐阜市・一宮市喫茶文化交流会」出店申込みに際し提出した文書内容に反する事項が判明した場合
 - ② 岐阜市及び一宮市の喫茶文化振興の趣旨にそぐわない事項が判明した場合
 - ③ 「岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～」の趣旨にそぐわない事項が判明した場合

以下の事項について同意します。

- ・出店申込要項の要件を満たしていること
- ・まつり開催時間中は営業の継続に努めること
- ・本事業の出店決定後に、ぎふ信長まつり実行委員会「露店等出店申込書」、「表明・確約に関する同意書」「参加者の運転免許証の写し」を提出すること
- ・岐阜市及び一宮市の喫茶文化振興に協力すること
- ・店舗及びメニューの情報について、岐阜市及びぎふ信長まつり実行委員会において、次回以降の事業の広報、岐阜市の喫茶文化振興事業、岐阜市と一宮市との連携事業の周知に活用する場合があること
- ・事業当日の金公園への搬出入、その他動線及び金公園の利用方法等については、ぎふ信長まつり実行委員会（金公園活用委員会）の指示に従うこと
- ・保健所への営業許可等、本事業での営業に必要な届け出等の一切を適切に行なうこと（主催者側で行なうべき手続きを除く）
- ・主催者側で事業当日に設置するテント等以外の営業に必要な一切の設備等については、出店者において用意すること
- ・まつり終了後に実施するアンケート調査に回答すること
- ・本事業の参加にあたり、追加での聴き取り調査等の求めがあった場合は、これに応じること
- ・風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号））の適用を受けていないこと
- ・次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する者でないこと
 - (ア)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イ）において「暴力団対策法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう
 - (イ)暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）
 - (ウ)岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

私は、上記「誓約事項」を遵守する旨、誓約します。

年 月 日

（あて先）ぎふ信長まつり実行委員会会長

氏名

（法人にあたっては、法人の名称及び代表者の役職・氏名）